

# 第1回 規制改革推進会議 議事録

1. 日時：平成28年9月12日（月）16:27～17:24

2. 場所：総理大臣官邸4階大会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、江田麻季子、古森重隆、高橋滋、野坂美穂、林いづみ、原英史、森下竜一、吉田晴乃  
（御欠席：長谷川幸洋、八代尚宏）

（政府）安倍内閣総理大臣、菅官房長官、山本内閣府特命担当大臣（規制改革）、石原経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、務台大臣政務官、萩生田官房副長官、野上内官房副長官、杉田官房副長官、和泉内閣総理大臣補佐官、長谷川総理大臣補佐官、古谷官房副長官補、松永内閣審議官、西川内閣府事務次官、羽深内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長

4. 議題：

（開会）

1. 議長互選、議長代理指名
2. 内閣総理大臣の諮問
3. 規制改革推進会議運営規則について
4. 行政手続部会の設置について
5. ワーキング・グループについて
6. 農業ワーキング・グループについて
7. 今後の審議に向けての意見交換

（閉会）

5. 議事概要：

○田和室長 それでは、少し時間は早いのですがございますけれども、皆様おそろいですので「規制改革推進会議」の第1回の会合を開会させていただきます。

議長が互選されるまでの議事進行を務めさせていただきます内閣府の規制改革推進室長の田和でございます。よろしくお願いたします。

本日は、委員14名のうち、長谷川委員、八代委員の2名が御欠席でございます。

まず、規制改革推進会議令第3条第1項の規定により、議長を委員の互選により決定いただきたいと思います。どなたか御推薦がありますでしょうか。

では、原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

前期の会議で議長代理を務められていた大田委員がよろしいかと思ひます。

○田和室長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 私も大田委員が大変適任ではないかと思ひます。御推薦いたします。

○田和室長 それでは、原委員、森下委員より、大田委員を議長にとの御意見がございました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田和室長 それでは、以降の議事進行を大田議長にお願いいたしたいと思ひます。

(大田委員、議長席へ移動)

○大田議長 政策研究大学院大学の大田でございます。一言御挨拶させていただきます。

規制改革の会議は1995年からおおむね3年ごとにつくられてきたのですが、私の知る限り、委員主導の会議です。もちろん、事務方のサポートあつてのことではありますけれども、委員が議論を引っ張っていくという会議です。ということは、委員の負荷が大変重いということです。ですから、大変お忙しい中、御苦勞をおかけいたしますけれども、この際、もう覚悟を決めていただいて、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、規制改革会議令第3条第3項の規定によりまして、議長代理は議長が選任するということになっておりますので、私としては金丸委員を議長代理に選任したいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

○金丸委員 お引き受けさせていただきます。(拍手)

(金丸委員、議長代理席へ移動)

○大田議長 それでは、議事2番目の「内閣総理大臣の諮問」に移ります。

お手元に資料1として、総理大臣諮問文が配られております。規制改革担当の山本大臣から諮問について御紹介いただき、あわせて一言御挨拶を頂戴できればと存じます。よろしくお願ひいたします。

○山本大臣 規制改革担当大臣の山本幸三でございます。

総理は後ほどお見えになりますが、お手元のとおり、総理から規制改革推進会議への諮問がなされておりますので、御紹介させていただきます。

#### 諮 問

経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革(情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。)に関する基本的事項について、貴会議の総合的な調査審議を求める。

また、この場をおかりして、担当大臣として一言御挨拶申し上げます。

皆様におかれましては、このたび、安倍内閣における新たな規制改革の推進機関となる規制改革推進会議の委員に御就任いただき、心から感謝申し上げます。

ただいま、大田議長、金丸議長代理が御就任されましたが、お二人のリーダーシップに大変期待しておりますところでもあります。

社会経済構造の変化に対応して、我が国が豊かで活力ある社会であり続けるためには、

規制のあり方について不断の検証が必要であります。成長戦略の一丁目一番地は規制改革です。担当大臣として、皆様とともに、精いっぱい取り組んでまいります。

また、私は「国家戦略特区」と「規制改革」の双方を担当しております。両方の強力な仕掛けをうまく連携させて改革を加速させてまいります。

委員の皆様におかれましては、聖域なくあらゆる分野について大所高所から御議論いただき、あるべき姿に立ち返った骨太の提案をお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○大田議長 山本大臣、ありがとうございました。大臣のリーダーシップのもとに会議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事の3といたしまして「規制改革推進会議運営規則について」、お諮りいたします。事務局より運営規則（案）の御説明をよろしく願いいたします。

○刀禰次長 規制改革推進室次長の刀禰でございます。よろしく願いいたします。

私からは、お手元の資料2に基づきまして「規制改革推進会議運営規則（案）」について御説明させていただきます。

その前に、本日、参考資料として、参考資料1「内閣府本府組織令（抜粋）」がございます。また、参考資料2として「規制改革推進会議令」がございます。それらにつきましてもあわせて参照いただければと思います。

改めましてでございますが、去る9月7日に内閣府本府組織令と規制改革推進会議令がそれぞれ政令の閣議決定が行われたところでございます。内閣本府組織令の第31条は、この規制改革推進会議の設置の根拠規定でございます。その組織令の第32条に「次に掲げる事務をつかさどる」という形で、いわゆる所掌事務が書いてございます。これと同様の内容を先ほど総理から諮問をいただいたというように承知しているところでございます。

その第32条の第2項におきまして、「前項に定めるもののほか、規制改革推進会議に関し必要な事項については、規制改革推進会議令の定めるところによる」という規定がありまして、参考資料2が「規制改革推進会議令」でございます。その概要だけ御説明させていただきますと、その第1条は組織ということで、「会議は委員15人以内で組織する」、「専門委員を置くことができる」という規定がございます。

第2条におきましては、委員及び専門委員の任命等ということで、例えば「委員は、優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する」という規定があるものでございます。

第3条が議長の規定でございまして、「委員の互選により選任する」、「会務を総理し、会議を代表する」、「事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する」ということで、先程、議長代理の指名もあったわけでございます。

第4条が部会ということで、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」、「部会に属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する」等の規定が入っているところでございます。

第5条の議事でございますが、「会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」といった規定がございます。

第6条は資料の提出等の要求ということで、「会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる」といった規定がございます。したがって、今後のこの会議の審議のために必要な情報については各省の御協力をいただくことができるものとなっているところでございます。

第7条、庶務につきまして「内閣府本府に置かれる政策統括官が処理する」ということで、その下に私どもの規制改革推進室がございます。

第8条で会議の運営で、「この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める」となっているところでございます。

そこで、少しお時間をいただいて恐縮でございましたが、資料2の「規制改革推進会議運営規則（案）」でございます。先ほどの推進会議令第8条の規定に基づき、運営規則を次のように定めてはどうかという案がここがございます。

第1条は会議の招集で、「議長が招集する」。

第2条は公表等ということで、「会議終了後、議長又は議長の指名する者が、必要に応じて記者会見を行い、議事内容を説明することとする」。「会議終了後速やかに議事録を作成し、公表するものとする」、「会議終了後速やかに会議の資料を公表する」等の規定が入っているところでございます。

第3条につきましては、意見の陳述等ということで、「議長は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その説明または意見の陳述を求めることができる」となっております。

第4条は書面による議事でございますが、「議長は、やむを得ない事由により会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる」とございます。

第5条は準用ということで、部会について上記の規定を準用するというものでございます。

第6条はその他ということで、「この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って決める」となっております。

以上が資料2、規則の案でございます。よろしくお願いいたします。

○大田議長 ありがとうございました。

今の御説明に御異議がなければ、この案のとおり決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、議事4としまして「行政手続部会の設置について」、お諮りいたします。

事務局より御説明、よろしく申し上げます。

○刀禰次長 それでは、資料3に基づきまして、行政手続部会の設置について御説明させていただきたいと思っております。

先ほど部会の設置の規定について御説明させていただきましたが、その中で今般、行政手続部会を設置するという提案でございます。趣旨としましては、資料3でございますように、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるため、規制改革推進会議令第4条の規定に基づき行政手続部会を設置するというものでございます。

その背景として、その下に参考として「日本再興戦略2016（抜粋）」をつけてございます。いわゆる成長戦略についてのこの夏の閣議決定でございます。

「生産性革命を実現する規制・制度改革。新たな規制・制度改革メカニズムの導入」という項目の中で「②事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法の導入」というような記載がございます。

その中で、2つの黒ポツがございますけれども、これにつきましては、内閣官房での調整のもとで他の会議体等において御議論いただくという整理をされたところでございます。

3つ目の「こうした先行的な取組と上記取組の実施状況等を踏まえつつ、諸外国の取組手法に係る調査等を行い、規制・行政手続コスト削減に係る手法や目標設定の在り方を検討した上で、本年度中を目途に、本格的に規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるべき重点分野の幅広い選定と規制・行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進する」という内容が閣議決定されております。この部分につきまして、政府内の調整におきまして、この規制改革の新しい会議において御議論させていただきたいという整理となりましたので、今回、それについて専門的に審議する行政手続部会の設置について提案があるということでございます。よろしくお願いたします。

○大田議長 今、御説明の内容に御異論がなければ、この案のとおり行政手続部会の設置を決定したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

先ほど御説明いただきました規制改革推進会議令第4条第3項に、この部会には部会長を置いて、当該部会に属する委員のうちから議長が指名するということになっております。私としましては、高橋委員に行政手続部会に所属していただき、部会長をお願いしたいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

○高橋委員 お受けいたします。

○大田議長 どうぞよろしくお願いたします。

その他の委員及び専門委員も議長が指名すると書かれておりますが、これは個別に御相談の上お願いさせていただきますので、どうぞその節はよろしくお願いたします。

次に、議事5「ワーキング・グループについて」、お諮りいたします。

事務局より説明をお願いします。

○刀禰次長 お手元の資料4に基づきまして、ワーキング・グループについて御説明をさせていただきます。

資料4は「ワーキング・グループについて（案）」となっているところでございます。

「1. ワーキング・グループの設置」。「規制改革推進会議の主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、必要に応じ、適宜、本会議の下にワーキング・グループを設置する。ワーキング・グループにおいては、その検討課題に関し、学識経験のある者として任命された専門委員の参画を得て、調査及び審議を進める。」

「2. 構成」。「ワーキング・グループには議長の指名により座長及び座長代理を置く。規制改革推進会議委員は、全てのワーキング・グループの会議に参加できる。」

「3. 公表等」。「ワーキング・グループの資料及び議事録の取扱いについては、規制改革推進会議運営規則に準じるものとする。」

「4. その他」。「以上に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、それぞれの座長がワーキング・グループに諮って決める。」となっているところでございます。

今後、どのようなワーキング・グループを設置するかということはまた別途御審議いただくわけでございますけれども、ワーキング・グループの一般論をここで案としてお諮りしているところでございます。

以上でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

御異議がなければ、今、御説明の案のとおり、ワーキング・グループについて決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

次に、議事6、農業ワーキング・グループの設置について、お諮りいたします。

事務局より御説明をお願いします。

○刀禰次長 それでは、資料5に基づきまして「農業ワーキング・グループの設置について（案）」を説明させていただきます。

案としてはシンプルでございますが、「規制改革推進会議に農業ワーキング・グループを設置する。」ということでございます。

先ほど御説明いたしましたように、規制改革は幅広い分野が対象となりますので、どのようなワーキング・グループをつくっていくかということにつきましては、先ほど大田議長からお話ございましたように、委員の皆さまで御議論いただいて決めていくということになるわけですが、農業についてはこれから御説明する事情もありますので早々の設置をお願いするというものでございます。

その背景としましては、参考として付けてございます、6月2日に閣議決定されました規制改革実施計画からの抜粋でございます。

「3. 農業分野」におきまして、2つの点について具体的な指摘がなされているところでございます。「①牛乳・乳製品の生産・流通等に関する規制改革」ということで「指定生乳生産者団体制度の是非・現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革」ということで、その下に4行ほどの文章がございます。最後の1行を読ませていただきますと「指定生乳生産者団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。」ということになってございます。この時期につきまして、平成28年秋、この秋に検討、結論ということになってございます。

もう一点が「②生産資材価格形成の仕組みの見直し及び生産者が有利に取引できる流通・加工の業界構造の確立に係る取組」でございます。具体的には「『生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し』及び『生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立』に係る取組」というものでございます。

具体的な内容について、aとbということで、それぞれ幾つかの観点指摘されているところでございます。その中で、具体的施策については、一番下にございますように、本年秋までに検討、結論となっているところでございます。もう9月に入りまして秋という時期になってまいりましたので、この検討についてはかなり加速して行っていただかないと閣議決定が実施できないということになりますので、会議の立ち上げにあわせまして、本日、農業ワーキング・グループの設置を提案させていただいているものでございます。よろしくお願いいたします。

○大田議長 御異議がなければ、この案のとおり農業ワーキング・グループの設置を決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○大田議長 それでは、原案のとおり決定いたします。

農業ワーキング・グループの座長につきましては、前規制改革会議で農業を担当され、この問題を継続してやっておられる金丸委員にお願いしたいと存じますが、お受けいただけますでしょうか。

○金丸議長代理 お引き受けさせていただきます。

○大田議長 よろしくお願いたします。

その他の所属委員、専門委員につきましては、個別に御相談の上、お願いさせていただきます。これから17時まで休憩とさせていただきます。17時に総理と関係閣僚が入られます。まだ委員の皆様の御紹介も終わっていないのですが、総理が来られてから一言ずつお言葉をいただきたいと思っております。

(休 憩)

○大田議長 それでは、会議を再開いたします。

本日、これまでに決定しました事項について、総理に御報告申し上げます。

まず、互選によりまして、私、大田が議長に選任されました。議長代理は、私より、金丸委員にお願い申し上げました。

その後、議事に従いまして3つの点について決定いたしました。

まず、規制改革推進会議の運営規則を決定しました。

次いで、行政手続部会を設置しまして、高橋委員に部会長をお願いいたしました。農業ワーキング・グループを設置し、金丸委員に座長をお願いいたしました。

以上が決定事項です。

それでは、今後の審議に向けて、きょうがスタートですので、規制改革に取り組むに当たっての御意見を各委員からお願いいたします。恐縮ながら、お一人1分程度でお願いできればと思います。

では、まず安念委員からよろしくをお願いいたします。

○安念委員 中央大学の安念と申します。

私は2001年からずっと間断なく規制改革に携わってまいりまして、さすがに今度ばかりはもう自分の出る幕ではないと思っておりましたので、ここでまた総理にこういう形でお目にかかれるのは何となく面目ない感じがします。

この前、akippaという駐車スペースのマッチングをやっておられる会社の社長さんにお目にかかりました。社長さんは三十幾つなのでまだ若者ですけれども、なぜそのビジネスができたかというといろいろな要因があつてのことですが、1つの大きな要因は、駐車場に関してはそれほどヘビーな規制がないということであつたとおっしゃっていました。やはり起業がしやすいかどうか、特に大きな資本や組織がなくても起業しやすいかどうかということと規制のありようというのは非常に大きな関係があるのだということを痛感いたしました。心を新たにして、起業のしやすい社会をつくることにいささかでも貢献をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○飯田委員 明治大学の飯田でございます。

これまでは、規制改革、規制緩和の話題というよりは、ずっと専門である金融政策の話にかかわることが多かったのですけれども、最近、東日本大震災以降、被災地のNPOの活動に参加させていただき経緯もありまして、現在、地方創生、地方の活性化における規制改革のあり方について考えさせていただくことが多くなっております。

中でも、地域経済であつたり、あともう一つは雇用の局面ですと、いわゆる規制そのものというよりは慣習であつたり因習のようなものが足かせになっていることが多く、こういったところを制度面から変えていく契機をつくればと考えております。よろしくをお願いいたします。

○江田委員 インテル株式会社の江田と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

半導体のメーカーでございまして、この場にいるのがふさわしいのかどうか、正直どきどきしているところはございますけれども、女性の視点、アメリカ、日本、アジアに住んで働いていた経験を生かしながら、多様性、ダイバーシティの視点から、素人かもしれま

せんけれども、生活者のアングルで何か貢献していければいいかなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○古森委員 富士フィルムの古森でございます。

この大変な難しそうな会議の委員になるということでございまして、覚悟を決めてまいりました。私どもの会社は世界中でいろいろビジネスがありますが、世界各国で起きるほとんどの問題、いろいろな問題は、ほとんど貧困とか経済成長とか経済に関する問題であります。そういう意味で、総理が第二次内閣のときに最初に掲げられたアベノミクスというのは敬意を表するわけでありましてけれども、その3本目の柱の経済成長というのが一番難しい問題でもあると思います。

経済成長は我々民間企業が担うべき問題でございます。民間企業が主として担わなければいけないことでもありますけれども、海外の生産や販売は伸びているけれども、国内はなかなか伸びないというような問題がございます。特に、経済成長のために我々が必要といたしますのは、言うまでもなく規制改革であります。特に、医療機器あるいは医薬の分野におきましては、アメリカは認可期間が短いということ等もございまして、かなりアメリカ等に押されて、年間約3兆円の入超であります。これの分野、これからの技術もいろいろございまして、認可期間短縮のための規制緩和や制度改善みたいなものは必要だと思います。

前の会議がおやりになっておられました農業改革というのも非常に大事な問題でありまして、農民の老齢化等を考えると本当に大幅なことをやらなければいけないと考えております。

○高橋委員 一橋の高橋でございます。

大学では行政法という学問を専攻しておりまして、行政手続についても専門として研究してまいりました。先ほど大田議長より、行政手続部会長を拝命いたしまして、大変重い職務と受けとめております。ただ、このような会議に参加するのは初めてでございますので、既に御経験のある委員や事務局の皆様にはいろいろと御教示をいただきながら職務に励んでいきたいと思っております。

恐らくかなり細かい行政手続の話が出てくると思います。ただ、私、地方分権の仕事もしており、各省ヒアリングを何年も経験してまいりました。そういう意味では、各省とのいろいろな交渉事はそれなりに慣れているつもりでございますので、そういう立場から頑張っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○野坂委員 中央大学ビジネススクールの野坂と申します。

私自身、ここ数年、1次産業の6次産業化、また被災地域の水産業のイノベーションに関心を持って研究をしてきました。その中でも、水産特区の事例は、民間企業の参入により、生産性を向上させ、雇用の増加をもたらした、また、それらが結果的に村落の再生、地

域の再生のつながったという点で、イノベーションのインパクト、特区の意義は非常に大きいものであったと感じております。

また、そうした内容につきましては、慶應大学の川本先生、淑徳大学の矢尾板先生とともに議論をさせていただきながら、本年3月に上梓しました本の1章分に「地方創生と規制改革」としてまとめさせていただきました。規制改革をテーマにして、現在も勉強中ですが、また先生方に御指導いただきながら、会議に貢献できるように、意見を述べさせていただきたいと思っております。

若輩者ではございますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○林委員 弁護士の林いづみと申します。

平成25年からの規制改革会議では、農業と健康・医療を担当させていただきました。3年前、安倍総理がこの部屋で、「規制改革は成長戦略の一丁目一番地」とおっしゃったのをよく覚えております。また、答申を提出する際にも、総理が、「私はしつこいですから」とおっしゃった、そのお言葉を信じてまいりました。

農業も社会保障も70年前の占領下の立法、これに基づく制度にがんじがらめになった岩盤のような制度が残っております。これを改革するには、前の3年では足りませんでした。次の3年間で必要不可欠な改革ができるように、私たちも「知恵の輪」の解きほぐし方に全力を尽くしますので、実現に向けて、ぜひ安倍総理に引き続き強いリーダーシップをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○原委員 原でございます。

ここ3年ほど、国家戦略特区のワーキング・グループの委員を務めております。今回、こちらに加えていただきましたのは、先ほどもございましたけれども、規制改革と特区の連携の強化という観点かと思っておりますので、その役割はしっかり果たしていきたいと思っております。

私は、以前は役所に勤めておりましたので、その中で規制改革を進める側の立場で仕事をしたこともありますし、逆に規制を守る側で仕事をしたこともあります。経験上、規制を守る側での仕事は楽でございました。なぜかという、過去にどんな指摘があってどう答えて誰を味方につけて規制を守ったのかというのが全て担当部局には経験、ノウハウが蓄積されているわけですので、一方で、改革する側はどんどん人もかわってしまいますし、横の連携も不足しがちといった不利な状況の中で、これまで民間委員の諸先輩方が考えられないほどのエネルギーと知恵を投入されて成果を上げてこられたということだと思います。

決して簡単にまねできることではないと思っておりますけれども、前期から継続されている委員の方々にはぜひ改革を実現された手法を共有していただいて、少しでもまねさせていただければと思います。

加えて、個人技に頼るだけではなくて、やはり組織として改革を支える体制や基盤をさらに強化していくということも必要ではないか。また、改革手法のイノベーションといっ

た余地もあるのではないかと思います。山本大臣からもございましたけれども、さまざまな改革担当の会議や部局が大臣のもとに一元化されたということは大きなチャンスかと思っておりますので、私なりに貢献ができればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○森下委員 大阪大学の森下です。

前回に引き続き、今回会議に入らせていただきました。ぜひ規制改革の実現ということに関しまして、前回以上に頑張っていきたいと思っております。

この夏に1人で寂しく映画を見に行きまして『シン・ゴジラ』を見てきたのですけれども、非常によくできているなど。あんなことにならないように規制改革は頑張らなければいけないのだというのはよくわかりまして改めて心を強くいたしまして、ぜひどんなことがあっても対応できるような政府になるためには、規制改革は非常に重要なのだというのを思いましたので、初心に振り返りまして頑張りたいと思っております。

また、多分御存じない方が多いと思いますが、自民党の公式のあべぴょんというゲームが実はあって、総理がどんどんジャンプして飛んでいくのですけれども、いつの間にか三本の矢というのができていまして、これを使いますと上まで飛んでいくというのができまして、これはぜひ三本の矢をより強くしろという意味かなと思ひまして、ぜひ健康・医療ワーキング、前回属しておりましたけれども、まだまだ行っていない、十分ではないというところも多いかと思っておりますので、医薬品、医療機器、健康食品を含めて、全ての分野において、より世界一、企業が活動しやすい規制を実現するという観点で改めて頑張っていきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○吉田委員 こんにちは。BTジャパン、吉田でございます。よろしくお願いいたします。

今まで自己紹介するとき三足のわらじを履いていると言っていたのですけれども、1つがブリティッシュテレコムという英国の法人の通信企業の日本の現地法人の社長をしておりますというのと、2015年から女性初の役員ということで経団連の役員の重責をいただきましてやらせていただいております。3つ目は、これは絶対に手を抜くまいぞと頑張っている母親業でございます。これでもうあっぷあっぷだったのですけれども、4つ目は今のお話でとても重そうだということにただいま気づきまして、これをどうするかということなのですけれども、経団連では女性活躍推進委員会とか働き方改革などというのをさせていただきまして、そのときに偉そうにITを使って日本の産業界もデジタル化して産業革命だなどと、生産性の革命などと言っていたものですから、これを自分で実証実験しろということだと思っておりますので、こういったITのデジタル化の観点からいろいろな貢献ができればと思っております。

よろしくお願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

長谷川委員、八代委員より発言メモをいただいております。事務局より御紹介をお願い

いたします。

○刀禰次長 まず、長谷川幸洋委員でございます。

「ラジオのレギュラー番組出演のため、本日の会議を欠席することをお詫びします。

前身の規制改革会議から引き続き、委員を拝命することになりました。

規制改革は言うまでもなく『アベノミクスの第三の矢』の中核的課題であり、重要性はますます高まっています。しかし、断行するためには国民の理解と応援が欠かせません。なぜ改革なのか、それでどうなるのか、常に原点に戻って国民への説明を尽くすよう、広報担当になったつもりで微力ながら頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。」

ということでございます。

もうお一人、八代尚宏委員でございます。

「民間の潜在需要を顕在化し、成長促進のための規制改革に重点を置く必要があります。

第1に、住宅の容積率や日照権の改革で、東京の中心部にパリやロンドンのような多くの中層住宅が形成され、職住接近が実現します。

第2に、保育や介護サービスの慢性的な不足にもかかわらず、民間事業者の参入を妨げている規制の改革です。質の高い介護サービスに関しては、介護報酬を上回る市場価格の設定を容認すべきです。

第3に、女性、高齢者の就業促進と成長分野への失業なき労働移動を実現するための規制改革が不可欠です。また、雇用保険に育児休業と同じ方式の教育休業制度を設け、多様な教育訓練の機会を広げます。

次に、公的業務の民間活用の拡大も図るべきです。例えば民間の駐車違反取り締まり事例を前例として、労働基準監督署の定期監査の一部を民間に委託すれば、監督官によるブラック企業の取り締まりが強化できます。

最後に、国家戦略特区との連携強化・事務局機能の一体化です。特区で活用された個々の規制改革の速やかな全国展開も進めるべきです。」

以上でございます。

○大田議長 それでは、金丸議長代理からよろしくお願ひいたします。

○金丸議長代理 ありがとうございます。

本日、議長代理兼農業ワーキング・グループ座長を拝命いたしました金丸でございます。改めまして、皆様、よろしくお願ひいたします。

3年半前に規制改革会議の委員に就任いたしまして、きょうの8人の新しい委員の皆様と同様に、新しい視点で物事を素人的に見ようと思ってやってきました。この3年半、いろいろな場面でいろいろな洗礼を受けまして、私もビギナーから多少鍛えられたのではないかなと思っております。

農業につきましては、最近ひよっとするとライフワークになるのではないかという懸念を抱くわけですが、無事卒業するためにも、残されている課題につきましては、委員の皆様と一緒に解決をさせていただきたいと思っております。

また、議長代理という重責をいただきましたので、山本大臣のリーダーシップのもと、大田議長とよく連携をとりながら、私なりにまた新しい気持ちで全力を尽くして貢献してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

私からも一言。総理がかねがね強調しておられるように、「規制改革に終わりはない」、ではありますけれども、私どもの任期であるこの3年間というのは、日本経済にとって大変重要な時期です。オリンピックまでの3年間です。これまで長年しこってきた規制改革については、この3年間で何とかめどをつけていく、そして、日本の生産性を高めていくということで取り組んでまいりたいと思います。今後とも総理のリーダーシップを、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、山本大臣のリーダーシップのもと、私も委員の皆様と全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんが時間をしっかり守ってくださいましたので、予定時間まであと4分ございますので、もし何か発言し足りなかったとか、もう一言言いたいという方がおられましたらどうぞ。よろしいですか。

○安倍総理大臣 珍しいですね。

○大田議長 スタートとしては。

○安倍総理大臣 よろしいですか。

○大田議長 よろしいでしょうか。

それでは、ここで報道に入室をお願いいたします。

(報道関係者入室)

○大田議長 それでは、ここで、安倍内閣総理大臣より御挨拶を頂戴いたします。よろしくをお願いします。

○安倍総理大臣 本日、新たに規制改革推進会議を発足させました。

GDP600兆円経済を目指して岩盤規制改革に徹底的に取り組み、イノベーションが可能にする魅力的なビジネスを世界に先駆けて実現させます。

行政サービスをもっと利用しやすくしてまいります。事業者目線で、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めていきます。

地方創生を併せて担当する山本大臣の下で、地方が持つ可能性を世界に向けて大きく開花させていきたいと考えています。

特に、安倍政権の最重要課題である『攻めの農業』の実現を、加速してまいります。直近の数字で、40代以下の、新たに農業に就農する方が2万人を超えた。これはこの8年間で最高の数字であります。まさに若い皆さんが、自分たちの情熱や努力によって新しい地平を開いていくことができるのではないかと、こう思い始めてくれたのかなと思います。どんなに守るといっても、そればかりでは若い人たちは、その分野には入ってこないわけでありまして、まさに若い人たちが、自分たちの未来を自分たちで切り拓いていける分野

だと思えば、そういう皆さんが入ってくるのではないかと、このように思うわけであり  
ます。

農業とその関連産業がグローバルに飛躍できるようにしてまいります。このため、生産  
資材メーカーや食品メーカーの国際競争力を高めるとともに、消費者ニーズに的確に対応  
できる効率的な流通構造を作り上げてまいります。

こうした観点から、関係業界や全農の在り方を予断なく見直し、生乳に係る抜本的改革  
と生産資材及び加工・流通構造に関する具体的施策について、この秋のうちに結論を出し  
ます。

委員各位におかれては、忌憚のない御意見、御提言をいただき、規制改革を推進する新  
たなエンジンとなっていただくようお願いをいたします。ここで一気にアクセルを踏み込  
み、私が責任をもって実現してまいります。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、報道関係の方、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大田議長 それでは、これにて本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。